

東京地裁本庁への破産申立についての研修会のご案内

東京青年司法書士協議会 会長 安藤 剛史

「東京地裁民事 20 部では司法書士が作成した申立書は受け付けてもらえない」「自己破産になりそうな案件なのですぐ弁護士を紹介した」…債務整理を受任した司法書士からこんな声を耳にすることがあります。確かに、東京地裁民事 20 部では代理人による申立を優遇する運用がなされています。しかし、本当に司法書士が東京地裁民事 20 部に破産の申立をすることができないのでしょうか？ 自己破産になりそうな整理案件は最初から受任しないほうが良いのでしょうか？

本研修会では、東京地裁民事 20 部の問題に第一線で取り組んでいる「東京地裁民事 20 部の運用改善を求める会」のメンバーを講師に迎え、**東京地裁民事 20 部の最新の動向や破産申立の実例を交え、申立書作成や依頼者との面談にあたって注意すべき点など**をお話いただきます。現在抱えている債務整理案件の疑問点や不安を解消する糸口にしていただければと思います。破産申立に関する論点を実践に即した形でレジュメにしましたので、初心者から経験者までふるってご参加下さい。

この研修会は**東京青司協の会員でなくても参加できます。補助者の方等も参加できます。**お気軽にご参加ください。研修会終了後には懇親会も開催する予定です。なお、参加ご希望の方は事前に FAX またはメール（担当アドレス daihyo@tokyo-ssk.org）にてお申し込み下さい。資料のページ数が多いため、なるべく**4月9日まで**にお申し込み下さい。

記

日 時 平成 21 年 4 月 13 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分
場 所 司法書士会館 地下一階 日司連ホール（新宿区本塩町 9-3）

内 容 第 1 部 「東京地裁民事 20 部の運用の是非を問う国家賠償訴訟の報告
～第一審を振り返って～」
講師 後閑一博 会員（北・荒川支部）
第 2 部 「東京地裁民事 20 部への破産申立の実務」
講師 力丸寛 会員（新宿支部） 飛鳥井行寛 司法書士（埼玉会）
山本栄一 会員（北・荒川支部）

資料代 東京青司協会員 1000 円 東京青司協会員以外 2000 円
主 催・お問合先 東京青年司法書士協議会 TEL E-mail
会 長 安藤剛史（文京支部） 03-3821-1591 daihyo@tokyo-ssk.org
事務局長 山田修司（江戸川支部） 03-5879-2818 s_yamada0408@yahoo.co.jp

参 加 申 込 書

破産申立研修会に参加します。

お名前..... 支部.....

ご連絡先（いずれか） ①電話番号.....

②メールアドレス.....

東京青司協会員ですか？（該当項目に☑） はい いいえ わからない.....

質問事項（あれば）.....

F A X 送信先 司法書士 安藤剛史 03-3824-0751

送り状不要